

令和元年度版

「第5次日向市男女共同参画プラン」

関連事業実施状況報告書



宮崎県日向市

目 次

1	作成の趣旨	
	本報告書の構成	1
2	基本的事項	
	基本理念	1
	基本目標	1
3	計画の体系（体系図）	2
4	事業実施状況（主要課題別 令和元年度取組実績）	
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備	
	主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実	3
	主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実	4
	主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	5
	基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍 （※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」）	
	主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた 就業環境の整備	6
	主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備	8
	主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	10
	主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進	11
	基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	
	主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた 環境の整備 （※「第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」）	13
	主要課題9 セクシュアルハラスメント*及び性犯罪の防止	18
	主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援	18
5	総括	21
	【資料】	
	用語解説（本文中に「*」表示がある用語）	23

1 作成の趣旨

この報告書は、「日向市男女共同参画推進条例（平成 20 年 4 月 1 日施行）」第 24 条に基づき、平成 29 年 3 月に策定した「第 5 向日向市男女共同参画プラン」（以下「第 5 次プラン」という。）関連事業の進捗状況を明らかにし、公表するものです。

<本報告書の構成>

第 5 次プランでは、「日向市男女共同参画推進条例」に規定されている 7 つの理念（以下「基本理念」という。）に基づき、3 つの基本目標を定め、それぞれの目標に主要課題を設けて、各種施策の推進を図っています。[→体系図 P 2]

本報告書は、前述の基本目標に掲げられた主要課題ごとの【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】について、その主な事業実績及び現状と課題をまとめ、併せて数値目標の進捗状況を掲載する形で構成しています。

2 基本的事項

<基本理念>

「日向市男女共同参画推進条例」には、男女共同参画社会の形成について、次の基本理念が規定されています。これらの基本理念に基づいた取組を進めることにより、性別にかかわらず、全ての人が人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- 全ての人の人権の尊重（第 3 条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第 4 条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第 5 条）
- 多様な活動に参画する機会の確保（第 6 条）
- 性の尊重に基づく健康への配慮（第 7 条）
- 教育における配慮（第 8 条）
- 国際理解及び国際協力（第 9 条）

<基本目標>

第 5 次プランでは、男女共同参画社会を形成するうえでその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・学校・地域・職場その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指し、次の 3 つの基本目標を定めています。

- (1) 男女共同参画社会に向けた基盤整備
- (2) あらゆる分野における女性の活躍
- (3) 安全・安心な暮らしの実現

なお、これら 3 つの基本目標に基づく主要課題を体系づけたものが、次の「体系図」です。

3 計画の体系（体系図）

キャッチフレーズ 「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指して

基本理念	○全ての人の人権の尊重	○社会における制度又は慣行についての配慮
	○政策等の立案及び決定への共同参画	○多様な活動に参画する機会の確保
	○性の尊重に基づく健康への配慮	○教育における配慮
	○国際理解及び国際協力	

男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備・強化

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備

主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍 ※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
※「第2向日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

主要課題9 セクシュアルハラスメント*及び性犯罪の防止

主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

4 事業実施状況（主要課題別 令和元年度取組実績）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備

主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

男女共同参画社会の形成には、市民一人ひとりに男女共同参画意識の浸透を図る必要があります。教育・学習が果たす役割は極めて重要であることから、拠点施設を中心に、男女共同参画についての情報提供や各種講座を実施することにより男女共同参画意識の浸透を図るとともに、誰もが生涯にわたり男女共同参画について教育が受けられ、学習ができる機会を提供しました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】令和元年度の主な実績

■日向の子どもたちの未来づくり（学校教育課）

- ・よのなか教室＋出前授業 開催数：130回（小学校101回、中学校29回）

■男女共同参画に関する講座の開催（地域コミュニティ課）

- ・男女共同参画基礎講座 開催数：3回、参加者：延べ75人
- ・出前講座 開催数：4回、参加者：92人
- ・体験型事業 開催数：5回、参加者：66人
- ・消費生活講演会 開催数：1回、参加者：31人
- ・日向ひまわりフォーラム（11月） 古市憲寿さん講演会 参加者：1,068人

■男女共同参画関連図書等の整備・充実（図書館）

- ・男女共同参画関連図書の貸出
- ・啓発週間に併せた図書の展示（男女共同参画週間啓発パネル展）7月2日～14日

■市職員に対する男女共同参画の研修（職員課、地域コミュニティ課）

- ・男女共同に関する職員研修 開催数：1回、参加者：30人

■男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実（文化生涯学習課）

- ・人権講座の開催 開催数：4回、参加者：59名
- ・人権に関する学習を行った自主学級数：6学級

■各種相談員への意識啓発（地域コミュニティ課）

- ・県内研修 開催数：（DV関係）2回、（県主催講座等）5回
- ・県外研修 開催数：2回（大分、福岡）

■メディア・リテラシー*養成（地域コミュニティ課、学校教育課、文化生涯学習課）

- ・社会教育指導員によるメディア・リテラシー*講演会 開催数：18回
- ・メディア・リテラシー*に関する学習を行った家庭教育学級数：5学級

〈主な現状と課題〉

- ・各種講座への参加者は増加しているものの、男性や若年層の参加が少ない傾向にある。テーマや開催時期、開催時間帯などの工夫が必要である。（地域コミュニティ課）
- ・例年、地域コミュニティ課と連携して、研修に取り組んでいる。今後とも、市町村研修センターや外部団体が主催する各種研修に職員を派遣し、意識の醸成に努めていきたい。（職員課）
- ・自主学級活動において積極的に取り組んでいただきたい学習内容として、人権講座、電子メディアを入れている。（文化生涯学習課）

主要課題 1 数値目標

	項目	現状 平成 27 年度	実績 平成 30 年度	実績 令和元年度	達成率	目標値 令和 3 年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
1	固定的性別役割分担意識に捕らわれない市民の割合	50.5%	—	—	—	60%	市民意識調査（地域コミュニティ課）	5年ごと（次回令和2年度）
2	男女共同参画社会づくり推進ルームの認知度	13.9%	—	—	—	30%	市民意識調査（地域コミュニティ課）	5年ごと（次回令和2年度）
3	男女共同参画社会づくり推進ルームが主催する講座の受講者数	275人	505人	384人	109.7%	350人	地域コミュニティ課実績データ	毎年
4	よのなか教室の実施校	12/20校	20/20校	17/20校	85.0%	20/20校	学校教育課データ	毎年

主要課題 2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

私たちの生活の中には、「家庭生活の場」や「賃金・待遇などの就労環境」等において、性別に起因する偏見や差別が依然として根強く存在しています。このような現状を踏まえ、市民啓発の講演会、教職員を対象とした人権研修に取り組みとともに、人権教育に「男女の人権の尊重」の視点を加え、男女共同参画概念について理解を深める取組を推進しました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和元年度の主な実績

■人権教育推進（学校教育課、地域コミュニティ課）

- ・人権・同和教育研修会（5月） 対象：小中学校管理職
- ・人権・同和教育研究大会（7月） 対象：教職員や学校関係者
- ・人権・同和教育学校実践報告会（11月） 対象：全教職員
- ・人権・同和教育社会科実践報告会（1月） 対象：小中学校管理職、社会科担当職員

■人権・同和問題の市民啓発（学校教育課、地域コミュニティ課）

- ・日向市人権・同和教育研究大会（7月） 参加者：590人
- ・日向市人権・同和問題市民講演会（11月） 参加者：220人

■「児童憲章」「子どもの権利に関する条約」の普及・啓発（地域コミュニティ課、文化生涯学習課、学校教育課、こども課）

- ・人権出前講座（全6回） 参加者：102人
- ・日向市人権・同和教育研究大会（7月） 参加者：590人
- ・児童虐待防止月間における市広報紙掲載、市役所玄関前での啓発（11月）
- ・児童虐待に関する出前講座（1回）
- ・家庭教育学級1学級（出前講座を活用し、子どもの人権について学習）
- ・学校に対し、体罰に関する通知発出（4月）
- ・コンプライアンス研修 開催数：校長1回、教頭2回（各学校で実施）

■障がいのある人の権利擁護の推進（福祉課、学校教育課）

- ・「2019日向市ふれあいフェスタ」（9月）：悪天候のため中止
- ・障がい者週間における障がい者施設等の作品展示（12月3日～9日）
- ・各小中学校に特別支援教育支援員を配置（21人）
- ・保護者及び就学前機関との連携・教育相談・支援、通級による指導を実施
- ・支援困難にある児童生徒に関するケースカンファレンスへの出席

■人権講座講師の育成（地域コミュニティ課）

- ・人権・同和問題啓発講師団研修会（10月）参加者：70人、（1月）参加者：72人

〈主な現状と課題〉

- ・学校においては、人事異動により管理職をはじめ多くの教職員の転入出があり、学校全体で人権意識の高揚を図るための取組を継続する必要がある。このため、市や日向市学校人権・同和教育推進協議会等への積極的な参加の呼びかけや参加できる体制の整備が求められる。(学校教育課)
- ・日向市人権・同和教育研究大会や日向市人権・同和問題市民講演会への参加者数は横ばいの状況があるため、参加者を増やす取組が必要。(地域コミュニティ課)
- ・「児童憲章」、「子どもの権利に関する条約」のみでの普及啓発ではなく、児童虐待防止に関する研修会等での普及啓発を行っている。(こども課)
- ・各種人権研修を講師団養成研修と位置付けているが、講師の育成・充実に繋がっていない状況がある。(地域コミュニティ課)

主要課題2 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成30年度	実績 令和元年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
5	人権に関する講演会などへの参加者数	520人	390人	521人	94.7%	550人	地域コミュニティ課実績データ	毎年

主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって作られてきたものですが、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるものもあるため、多様な生き方の選択に影響を与えることを認識し、見直していく必要があります。

このようなことから、様々な機会を通じて、男女共同参画についての気づきや理解につながる広報や学習を展開しました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和元年度の主な実績

■行事・イベントにおける慣行の見直し（関係各課）

- ・男女共同参画週間（6月23日～29日）におけるパネル展の開催、国・県からの情報揭示

■市の作成する広報・刊行物などにおける男女共同参画概念の視点を踏まえた表現の推進（地域コミュニティ課）

- ・男女共同に関する職員研修 開催数：1回、参加者：30人、講師：高崎恵氏

■性別で分けない名簿（男女混合名簿）の実施（学校教育課）

- ・性別で分けない名簿（男女混合名簿）を市内全小中学校で実施

■固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導、職場体験実習の実施（学校教育課）

- ・総合的な時間の学習を核とし、職業観・勤労観の育成を目指した事業を実施
- ・全小中学校で企業と連携した出前授業を実施
- ・全中学校（若竹分校を除く）で職場体験学習を実施

■家事・介護等体験講座の実施（文化生涯学習課、高齢者あんしん課、地域コミュニティ課）

- ・自主学級で、家族介護教室を実施（9学級）
- ・東郷地域包括支援センター介護予防教室「地域の男性を主体とした料理教室」を開催
- ・体験型講座「男の料理教室」 開催数：1回 参加者：17人

■男性の育児・介護休業制度の利用促進（地域コミュニティ課、こども課、商工港湾課）

- ・市庁舎やさんぴあ、雇用情報コーナーにおいて国や県からの情報提供、周知に努めた。
- ・子育て応援ハンドブック等で随時PRを実施

■パパママ教室の実施（こども課）

- ・パパママ教室 開催数：年5回（日曜日） 参加者：83人（父：41人、母42人）

■女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」*の推進（職員課）

- ・男性職員の配偶者出産休暇取得者 9人（対象者12人）うち8人は完全取得（5日間）

〈主な現状と課題〉

- ・職場体験学習（社会体験学習）を全中学校で実施し、勤労観のみならず、男女共同参画の現状についても実感できた。小学校における指導の充実が課題である。（学校教育課）
- ・家事・介護に関する自主学級の取組のうち、高齢者学級4学級に男性の参加者が含まれ、制度の仕組みなどについて理解を図ることができた。（文化生涯学習課）
- ・家事や介護等に関して男性の積極的な参加を促すことにより、固定的な性別役割分担意識の解消につなげていきたい。（地域コミュニティ課）
- ・配偶者出産休暇は対象者の多くが取得しており、取得者のうちほとんどが完全取得となっている。（職員課）

主要課題3 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成30年度	実績 令和元年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
6	「家庭生活の場で男女が平等になっている」と感じる割合	35.9%	—	—	—	50%	市民意識調査（地域コミュニティ課）	5年ごと（次回令和2年度）
7	市の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数	2.36日	3.57日	1.89日	94.5%	2日	職員課実績データ	毎年
8	市の男性職員の育児参加のための休暇又は育児休業の取得割合（※）	4%	0%	①50.0% ②1.4%	①62.5% ②28.0%	①80% ②5%	職員課実績データ	毎年

※新しい休暇制度が創設されたため、指標となる実績値の算出方法を変更。併せて目標値も設定し直した（令和元年度実績以降）

- ①0歳児の父親である男性職員が「育児参加のための休暇」を取得した割合
②3歳までに達する児童の父親である男性職員が「育児休業」を取得した割合

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

（※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」）

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

働きたい人がその能力を十分に発揮することができるよう、性別や雇用・就業形態に関係なく、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*」を可能にする環境の整備が求められています。そのため、国や県からの情報提供に努め、関係機関と連携しながら就業環境の整備を図るとともに、子育て支援や介護支援など生活環境の充実に取り組みました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和元年度の主な実績

■企業に対するワーク・ライフ・バランス*の推進（商工港湾課、地域コミュニティ課）

- ・「社員が輝く！先進企業」認定：1社

■働く女性の母性保護と母性健康管理の促進（商工港湾課、職員課）

- ・産前産後休暇は8人が取得
- ・国や県からの各種パンフレットやチラシを市庁舎内の雇用情報コーナーに設置

■職業訓練に関する情報提供（商工港湾課）

- ・日向市地域雇用創造協議会主催により「日向市就職説明会」を開催（6月、8月、2月）
- ・職業訓練校のパンフレットやチラシを市庁舎内の雇用情報コーナーに設置

■女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画*」の推進（職員課）

- ・職員採用試験における応募者数 土木職：17人（うち女性4人）、建築職：3人（うち女性1人）
消防職：67人（うち女性0人）

■起業家への支援（商工港湾課）

- ・「ひむか-Biz」「しごと創生拠点」での相談受付実績：32件（起業関連）（うち女性20件）
- ・創業支援関係会議を開催（月1回）

■地域資源（直売・特産品づくり）を生かした活動の推進（商工港湾課、観光交流課、ブランド推進課）

- ・各種セミナーの開催 主催：日向市地域雇用創造協議会
- ・創業支援関係会議を開催（月1回）
- ・グリーンツーリズム事業（門松づくり体験ツアー）開催 参加者：12組36人
- ・薬草の里づくり事業（薬膳開発メンバーを編成し、薬膳弁当の提供）実施

■農林水産業への新規就業希望者への情報提供（農業畜産課、農業委員会）

- ・トレーニングセンター研修生に対する支援 4人（うち女性1人）

■家族経営協定*締結の促進及び啓発（農業畜産課、農業委員会）

- ・家族経営協定*締結件数 新規：0件、見直し：2件

■誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供（農業畜産課、農業委員会）

- ・宮崎方式営農支援体制農業者研修（基礎研修） 参加者：4人（うち女性1人）

■ヘルシースタート事業（こども課）

- ・子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターを配置した。コーディネーターを中心に、養育に不安や困り感を抱える保護者に対し、産前・産後サポート事業、家族・親子支援プログラムへのつなぎを行った。
- ・産後ケア事業の実施 46人（延べ155回）※10月からアウトリーチ*型を開始

■子育て支援の拠点整備（こども課、教育総務課）

- ・地域子育て支援センター事業 実施機関：日向保育園（委託）
- ・つどいの広場事業 実施機関：NPO法人こども遊センター
- ・児童館事業 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館
- ・学校の教室や体育館、運動場を学校施設開放規則に基づき開放

■ファミリー・サポート・センター*事業（こども課）

- ・ファミリー・サポート・センター*事業 実施機関：NPO法人こども遊センター
登録会員数：おねがい会員310人、おたすけ会員45人、両方会員4人、サポート件数：288件

■地域包括支援センター運営事業（高齢者あんしん課）

- ・市内6か所の地域包括支援センターで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的支援事業を実施した。

〈主な現状と課題〉

- ・「社員が輝く！先進企業」認定制度の広報・啓発により、例年認定申請があり、市内企業の雇用環境向上への機運が高まっている。（商工港湾課）
- ・働く女性の母性保護、母性健康管理の促進については適切な制度運用が行われているので、引き続き制度の周知を継続していきたい。（職員課）
- ・土木職への女性の応募者は増えたものの、依然として全体的に少ない状況にある。募集を行う際に、「先輩職員の声」として女性職員の声をホームページ等に掲載するなど、啓発に努めていく。また、高校等の教育現場へのPRを実施する。（職員課）
- ・仕事が少ない状況から、人手が足りない状況に変化しているため、職業訓練を必要とする人数が減少している。（商工港湾課）
- ・薬膳弁当調理の際、参加できる男性が少なく、女性の割合が高い。（ブランド推進課）
- ・新規就農相談は男性が多く、直近5年間の認定新規就農者13人中、女性は1人とどまっている。（農業畜産課）
- ・家族経営協定*の当初協定から期間が経過し、見直しが必要な協定が多い。（農業委員会）
- ・ヘルシースタート事業等の周知は図られてきており、利用実績も伸びている。（こども課）
- ・地域子育て支援センターの機能を果たす事業を1事業増やすよう検討中。（こども課）
- ・ファミリー・サポート・センター*の会員数、サポート数は微増。（こども課）

主要課題4 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成30年度	実績 令和元年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
9	「仕事と家庭の両立 応援宣言」を行う企業 数	34社	57社	57社	95.0%	60社	宮崎県HP (宮崎県商工 観光労働部)	毎年
10	家族経営協定*締結農 家数	23戸	24戸	24戸	96.0%	25戸	家族経営協定 *及び農村女 性登用に関す る実態調査 (農業委員 会、農業畜産 課)	毎年
11	女性活躍推進法にお ける一般事業主行動 計画策定届出数(従業 員300人以下の企業)	—	5社	10社	50.0%	20社	厚生労働省HP	毎年

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態も変化しています。また、生活上の困難に陥りやすい非正規労働者やひとり親家庭が増加している中で、セーフティネットの機能として、生活上の困難に対する支援とその連鎖を防止するための取組が重要であることから、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要となっています。

このようなことから、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ*の人々が安心して暮らせるよう、多様化する生活形態や家族形態に対応する環境整備を進めました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和元年度の主な実績

■子育てに係る経済的負担の軽減（こども課）

- ・子ども（乳幼児）医療費助成事業 対象者：中学校修了まで 自己負担：350円／月
- ・児童手当給付事業 対象者：中学校修了までの児童を養育している方
- ・保育料軽減の維持（国基準額の約80%）
- ・幼児教育・保育の無償化の実施（令和元年10月1日実施）

■児童虐待防止に向けた対策の推進（こども課）

- ・要保護児童対策地域協議会の開催
- ・乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、児童相談の実施

■育児相談の実施（こども課）

- ・孤立しがちな方や育児不安を抱えている方の相談を受け、適切な助言を行うことによる不安解消や育児に関するフォロー体制を整えた。

■地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備（文化生涯学習課、こども課）

- ・放課後子ども教室 実施数：7教室 利用者：202人
- ・ファミリー・サポート・センター*事業 実施機関：NPO法人こども遊センター
登録会員数：おねがい会員310人、おたすけ会員45人、両方会員4人、サポート件数：288件

■ひとり親家庭への支援体制の充実（こども課）

- ・児童扶養手当給付事業（年5回）、高等職業訓練促進給付金等事業

■高齢者虐待への対応（高齢者あんしん課）

- ・高齢者虐待に関する相談・支援を行った。
- ・地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察署等と連携し、虐待の未然防止、虐待があった場合の対象者のケアなどに取り組んだ。

■介護相談員派遣事業（高齢者あんしん課）

- ・日向市介護相談員6名が、市内の高齢者介護施設7事業所を原則月1回訪問し、利用者の話を聞き相談を受けるとともに、訪問先の介護施設の職員に対し、助言、提案等を実施。
- ・月1回、市役所で介護相談員連絡会議を行い、訪問の報告や協議を実施。
- ・訪問施設 特別養護老人ホーム4施設、老人保健施設3施設
相談員の施設訪問回数：延べ162回、相談員連絡会議：年間12回開催

■多様な生活形態を支援する広報・啓発の推進（福祉課、地域コミュニティ課）

- ・日向市障がい者センター「あいとぴあ」でのおはなしサロンの開催 開催実績：2回 参加者数：約300人（1回は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）

■障がいのある人への生活支援（福祉課）

- ・障がいのある人から寄せられた「困りごと」や「生活しづらさ」を解消するため、関係機関で自立した生活の支援に向けて取り組んだ。

■外出支援の環境づくりの充実（総合政策課）

- ・ぷらっとバス+南部ぷらっとバス 利用者：76,433人、運行日数：361日（週7日）
- ・乗合バスとうごう 利用者：3,240人、運行日数：234.5日（週5日）
- ・乗合バスなんぶ 利用者：1,338人、運行日数：140日（週3日）
- ・乗合タクシーほそしま 利用者：85人、運行日数：42日（週3日、令和元年10月1日運行開始）

■消費者啓発事業（市民課）

- ・消費生活出前講座（20回） 参加者：466人
- ・消費生活講演会（1回） 参加者：31人
- ・啓発活動（地域防犯・交通安全キャンペーン）（4回）
- ・消費生活関連相談 363件

■外国人が安心して暮らせる環境の整備（地域コミュニティ課）

- ・市のごみ分別にかかるパンフレットの英語版を作成した。また、市民からの要請に応じ、在住外国人を対象としたごみ分別の出前講座に国際交流員を派遣し、啓発を行った。

■性的マイノリティ*への理解促進のための啓発及び支援（地域コミュニティ課）

- ・LGBT*の社会運動を象徴するレインボーフラッグ*を全庁的に掲示し、市職員を中心に性的少数者への理解促進を図った。
- ・人権出前講座 開催数：6回、参加者：102人、市職員研修 開催数：1回、参加者：70人

〈主な現状と課題〉

- ・相談員6人は女性であるが、介護施設入所者の相談に当たっては、男女とも相談を受けており、介護に関する不安解消に努めている。介護サービス事業所が増加する中、施設サービスのみへの訪問活動だったので、今後は、他の事業所への拡大を検討している。（高齢者あんしん課）
- ・ぷらっとバス、南部ぷらっとバスは、今年度から日曜、祝日の運行を開始した。また、10月からは乗合タクシーほそしまの運行を開始した。（総合政策課）
- ・市民団体等への出前講座は、受講団体の増加に向け、広く周知する必要がある。また、定期的に情報誌やラジオを通じた情報発信を行っているが、幅広い年代に向けた啓発が課題である。（市民課）
- ・今後も在住外国人は増加の見込みであることから、引き続き関係課と協力し、英語版のサインやホームページの情報を更新していく必要がある。（地域コミュニティ課）
- ・人口の10%が性的マイノリティ*の当事者であるという調査結果もあることから、当事者への差別・偏見といった人権課題の解決が求められている。（地域コミュニティ課）

主要課題5 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成30年度	実績 令和元年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
12	ファミリー・サポート・センター*年間利用者数	336人	266人	288人	72.0%	400人	こども課実績データ	毎年
13	高等職業訓練促進給付受給者の就職率	100%	100%	67%	67.0%	100%	こども課実績データ	毎年
14	児童虐待防止に関する啓発活動の回数	3回	2回	14回	280%	5回	こども課実績データ	毎年
15	就労移行支援事業などの利用者数	277人	156人	317人	103.6%	306人	福祉課実績データ	毎年
16	地域で自主的に開催している介護予防教室の数	5か所	71か所	71か所	142.0%	50か所	高齢者あんしん課実績データ	毎年

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

多様化・高度化する地域課題の解決に向けては、様々な立場の市民の声を反映していくことが必要であるため、政策や方針を決定する過程における男女共同参画を進めることは大変重要です。

女性の政策・方針決定過程への参画は近年、進みつつあるものの、その状況は十分であるとは言えないことから、各種研修等を通じ、一人ひとりの意識改革や人材育成に努めました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和元年度の主な実績

■審議会等への女性の参画の拡大（地域コミュニティ課）

- ・令和元年4月1日現在、審議会等に占める女性委員の割合は、24.1%（目標値40%）

■農業関係審議会等における女性参画の推進（農業畜産課、農業委員会）

- ・日向市人・農地プラン作成検討会議委員15人中、女性を4人選任
- ・日向市食育・地産地消推進計画策定委員会委員23人中、女性を6人選任
- ・第23期日向市農業委員14人中、女性委員2人（うち1人は農地部会副会長）
- ・農業者年金加入推進部長 農業委員3人中、女性委員1人

■女性認定農業者の育成（農業畜産課、農業委員会）

- ・市認定農業者159経営体中、女性経営主6経営体、女性を含む共同申請6経営体

■パートナーとしての経営参画の支援（農業委員会）

- ・女性農業者2人が、農業会議等が主催する研修会等へ参加
- ・専門家（税理士）による経営相談会への参加 農業者7人のうち、女性4人

■女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進（職員課）

- ・係長以上の女性職員の割合 184人中45人

■市職員への研修（職員課）

- ・男女共同参画に係る職員研修の実施
- ・女性管理職の育成を目的とした「自治大学校第一部第二部特別課程」に主査級職員1人を派遣

〈主な現状と課題〉

- ・日向市食育・地産地消推進計画策定にあたっては、平成25年度の策定時より女性委員を1人増員し、意見の反映に努めた。（農業畜産課）
- ・女性の新規就業が少ないことから、女性認定農業者数も横ばいで推移しているが、共同申請及び家族経営協定の締結促進により、女性の経営参画や労働環境の改善を図る必要がある。（農業畜産課）
- ・女性農業委員は研修会等に積極的に参加し、自己研さんに励むとともに、女性のネットワークを広げている。（農業委員会）

- ・市職員の係長以上の女性職員割合は、昨年度と比較するとわずかに増加した。(職員課)
- ・男女問わず、研修の機会を提供しているが、家庭の事情等により、宿泊のある研修や長期の研修は、女性職員の参加率が低い傾向にある。職員ごとに職場や家庭の状況が異なるので、なるべく多くの職員が受講しやすい研修の受講に努める。また、積極的な声掛けや参加しやすい研修を企画するなど、研修参加の推進に努めたい。(職員課)

主要課題6 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成30年度	実績 令和元年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
17	審議会等委員に占める女性の割合	22.9%	26.5%	24.1%	60.3%	40%	地域コミュニティ課データ	毎年
18	市の職員の係長職以上に占める女性の割合	19.9%	21.8%	23.0%	92.0%	25%	職員課データ	毎年
19	女性認定農業者数	6人	14人	6人	75.0%	8人	認定農業者及び認定新規就農者の認定状況の把握(農業畜産課)	毎年

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

本市では、多様化・高度化する地域課題の解決に向けて、多様な主体との協働による地域づくりを進めています。また、防災分野においても、生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であることから、様々な被災による教訓を踏まえ、性別にかかわらず、一人ひとりの人権尊重を基盤とする「男女共同参画の視点」の導入と協働による地域づくり、防災体制の推進に取り組みました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和元年度の主な実績

■放課後児童対策の充実（こども課、文化生涯学習課）

- ・児童館事業の実施 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館
- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の実施 市内10か所で実施 定員：380人
- ・放課後子ども教室の実施 7教室（平岩小、細島小、塩見小、美々津小、寺迫小、東郷小2教室）利用者数：202人

■子どもを見守るための地域の連携・活動の促進（市民課、学校教育課、文化生涯学習課）

- ・街頭啓発キャンペーンの実施 実施回数：5回 参加者数：約80人
- ・全小中学校でコミュニティ・スクール*を設置
- ・「よのなか教室」など地域資源を生かした取組を実施
- ・地域教育力強化事業の実施 実施団体：10団体（自治会、育成会等）

■子どもの緊急避難場所の確保（文化生涯学習課）

- ・「子ども110番・おたすけハウス」の設置

■地域交流の促進（地域コミュニティ課、文化生涯学習課、学校教育課）

- ・市民活動センター利用促進の取組 指定管理者による広報紙「さんびあ」の発行 発行回数：3回
- ・日向市区長公民館長連合会と連携した区加入促進への取組実施
- ・地域教育力活性化事業を実施 実施団体：10団体（自治会、育成会等）

■市民活動団体リーダー養成事業（地域コミュニティ課）

- ・ひまわり基金人財づくり事業の実施「日向ドラゴンアカデミー」参加者：21人（うち女性6人）講座開催：6回

■防災対策における男女共同参画の推進（防災推進課）

- ・避難所を開設し、いずれも担当職員に女性を配置 開設回数：4回
- ・日向市備蓄計画*に基づいた食糧や水、粉ミルク、哺乳ボトルの購入

■地域における防災意識の向上（防災推進課）

- ・東日本大震災で避難所運営を経験された講師を招き、防災講演会を実施
- ・地域や学校、事業所などが実施する防災訓練・防災講座を支援
- ・各自主防災会への「避難所運営マニュアル」の配布
- ・避難所のプライバシー保護のための簡易間仕切りセットを、市総合防災訓練等において展示

■消防団の充実（消防本部）

- ・女性消防部員数 23 人（前年比 1 人増）、婦人防火クラブ 20 人

■環境保全に関する学習機会の提供（環境政策課）

- ・出前講座の実施 開催回数：31 件、参加者：849 人
- ・施設見学の実施 開催回数：2 件、参加者：104 人
- ・職場体験の実施 開催回数：29 件、参加者：73 人

■観光ボランティアガイドの養成（観光交流課）

- ・観光ボランティアガイド養成講座の実施 参加者：17 人（うち女性 9 人）
- ・観光ボランティアガイド研修会への参加 参加者：4 人（うち女性 1 人）

〈主な現状と課題〉

- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、毎年定員以上の申し込みがあり、小学 2 年生でも利用できない児童がいる。学校施設では余裕教室がなく、増設することが困難な状況であるため、民間施設へ新設することを検討している。（こども課）
- ・放課後子ども教室を開設することで、「地域の子は地域で育てる」ということを実践できた。一方、サポーターが高齢化しており、今後は様々な年代のサポーターの確保が必要である。（文化生涯学習課）
- ・地域教育力活性化事業については、例年実施団体が固定化しているため、新たな実施団体を増やし、多くの大人が子どもたちの健全育成に関わることで、男女の区別なく活躍できる場をさらに作ることが求められる。（文化生涯学習課）
- ・ひまわり基金人財づくり事業については、昨年度と比較すると市内参加者、市内女性参加者ともに微増であったが、引き続き市内参加者の増加を図る必要がある。（地域コミュニティ課）
- ・避難所運営マニュアルを自主防災会に配布したので、訓練により地域の実情に応じた検証と見直しを行っていく。（防災推進課）
- ・消防団については、入団者が減少している。今後は女性団員の確保にも積極的に取り組みたい。（消防本部）
- ・各種団体の出前講座等への申し込み状況は年々増加傾向にある。市外からの転入者、特に企業等の派遣社員等へのごみ分別の周知が必要である。（環境政策課）
- ・現在、ボランティアガイドの会員数は 35 人（うち女性 22 人）。課題としては、ガイドの高齢化が挙げられる。持続可能な活動を推進するため、広い世代が参加できるような活動としていく必要がある。（観光交流課）

主要課題 7 数値目標

	項目	現状 平成 27 年度	実績 平成 30 年度	実績 令和元年度	達成率	目標値 令和 3 年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
20	男女共同参画社会づくり推進ルームで開催する地域づくり・防災講座の受講者数	18 人	25 人	27 人	54.0%	50 人	地域コミュニティ課実績データ	毎年
21	消防団実員数に占める女性の割合	2.0%	2.4%	2.5%	50.0%	5%	消防本部データ	毎年

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

※「第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

配偶者等からの暴力(DV)*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。これらの暴力の背景には社会全体として根強く残る固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係などがありますが、DVは個人の問題ではなく、社会の構造的な問題であるという認識が必要です。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)*の拡がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力や性犯罪も多様化しています。

こうした状況を踏まえ、暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、国や県及び関係機関、団体と連携した取組を進めてきました。

●第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画における施策体系

I	暴力を許さない社会づくり
1	暴力を許さない人権教育・啓発の推進
2	配偶者等からの暴力に対する理解の促進
3	デートDV*の防止に向けた教育・啓発の推進
II	安心して相談できる体制の確立
4	相談体制の整備と充実
5	被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
6	苦情等への適切な対応体制の整備
III	被害者の安全と安心の確保
7	被害者の保護と安全確保
8	被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
9	配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
10	早期発見・未然防止のための仕組みづくり
11	支援者の安全確保
IV	被害者への生活再建支援
12	安定した暮らしを守るための生活・経済的支援
13	住宅確保のための支援

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和元年度の主な実績

I 暴力を許さない社会づくり

1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

■地域における人権教育の推進(地域コミュニティ課)

- ・人権出前講座の実施 実施回数：6回、参加者数：102人

■家庭教育における人権教育の推進(地域コミュニティ課、文化生涯学習課)

- ・家庭教育学級開設説明会で出前講座の周知を図った。
- ・家庭教育学級で人権学習に取り組んだ。学級数：13学級

■学校、幼稚園における人権教育の推進（地域コミュニティ課、学校教育課）

- ・小中学校管内研修の実施 対象者：新任学校長及び教頭 人数：14人
- ・管理職を対象としたコンプライアンス研修を実施 校長：1回、教頭：2回

■職場における人権教育の推進（地域コミュニティ課）

- ・人権・同和問題啓発講師団研修会の開催 開催数：2回、参加者数：142人
- ・市役所新入職員向け研修の実施 開催数：1回、参加者：15人

■多様な機会を捉えた広報・啓発の推進（地域コミュニティ課）

- ・「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）における啓発活動の実施
- ・広報紙「さんびあ」の発行（特集記事）
- ・市成人式でのリーフレット配布（デートDV*）
- ・さんびあ主催のDV講座における市民啓発

I 暴力を許さない社会づくり

2 配偶者等からの暴力に対する理解の促進

■女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～11月25日）の周知（地域コミュニティ課）

- ・「女性に対する暴力をなくす週間」における啓発活動（街頭啓発、パネル展）の実施
- ・広報紙「さんびあ」の発行（特集記事）
- ・市成人式でのリーフレット配布（デートDV*）
- ・さんびあ主催のDV講座における市民啓発

■講演会や研修会の開催による啓発の実施（地域コミュニティ課）

- ・男女共同参画相談員による出前講座の実施 実施回数：1回、参加者：13人
- ・地域における出前講座の実施 実施回数：2回、参加者：29人

■書籍やDVD等の関連情報の整備・提供（図書館、地域コミュニティ課）

- ・さんびあでの書籍やビデオの貸出
- ・市立図書館でのパネル展開催、関連図書の展示、貸出の実施

I 暴力を許さない社会づくり

3 デートDV*の防止に向けた教育・啓発の推進

■デートDV*防止に関する広報・啓発の実施（地域コミュニティ課）

- ・「女性に対する暴力をなくす週間」における啓発活動（街頭啓発、パネル展）の実施
- ・広報紙「さんびあ」の発行（特集記事）
- ・市成人式でのリーフレット配布（デートDV*）
- ・さんびあ主催の講座におけるチラシ等の配布

■教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員を対象とした研修の実施（地域コミュニティ課）

- ・県作成のリーフレットの配布及び情報提供の実施

II 安心して相談できる体制の確立

4 相談体制の整備と充実

■安心して相談できる環境・相談体制の整備（地域コミュニティ課、市民課、福祉課、高齢者あんしん課、学校教育課、こども課）

- ・男女共同参画相談員による相談時のプライバシー保護に努めた。
- ・相談員と担当職員との定例連絡会の実施による情報共有 開催回数：12回（毎月1回）
- ・人権相談の開催 開催数：9回（13会場）
- ・行政相談の開催 開催数：19回（19会場）
- ・無料法律相談の開催 開催数：12回（月1回、1会場）

- ・市障がい者センター「あいとぴあ」における相談室の開設（7月までは毎週土曜日、8月からは月2回開設）
- ・スクールカウンセラーを全中学校区に配置（県配置）
- ・スクールソーシャルワーカー*の活用（中学校を中心に、延べ700時間）
- ・社会福祉士、保育士、保健師、家庭児童相談員、発達障がい児相談員等を配置し、専門的な相談体制を整えた支援を実施

■被害者への各種相談窓口の周知（地域コミュニティ課）

- ・街頭啓発でのリーフレット配布 実施回数：2回
- ・公共施設へのリーフレット配置

■障がいのある人・外国人への対応が可能な相談機関等の情報提供（地域コミュニティ課）

- ・庁内担当部署での連携・情報共有の実施

■支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施（地域コミュニティ課）

- ・DV被害者保護支援ネットワーク会議の実施

II 安心して相談できる体制の確立

5 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

■庁内関係各課の連携体制の強化（地域コミュニティ課）

- ・関係課及び警察と連携し、事例に沿ったケース会議を複数回実施

■支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備（地域コミュニティ課）

- ・庁内及び関係機関ネットワーク会議にて連絡体制の一覧表を配布し、情報共有を図った。

II 安心して相談できる体制の確立

6 苦情等への適切な対応体制の整備

■申出の対応体制の整備（地域コミュニティ課）

- ・関係課及び警察と連携し、事例に沿ったケース会議を複数回実施

III 被害者の安全と安心の確保

7 被害者の保護と安全確保

■消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応（消防本部）

- ・救急車要請による傷病者搬送 出場件数：2件、搬送人数：1人（男性）

■災害時における安否確認情報の提供体制の整備（防災推進課）

- ・国が実施する安否情報システムの入力訓練に参加

III 被害者の安全と安心の確保

8 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

■被害者の安全確保を図るための情報提供及び支援（地域コミュニティ課）

- ・住民基本台帳の支援措置をはじめとする各種支援制度を活用し、関係機関による連携を図った。

■住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用（市民課）

- ・住民基本台帳事務における支援措置制度を受けている人 113件（令和2年3月31日現在）
- ・制度への相談 約10件／月

Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

9 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

■地域における子どもの見守りの促進（地域コミュニティ課、こども課、学校教育課）

- ・要保護児童対策協議会の開催・出席
- ・要保護児童対策地域協議会中学校校区部会を開催 開催数：6校区ごとに年3回
- ・関係各課、警察、児童相談所との情報共有
- ・ケース会議の実施

■学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援（こども課、学校教育課）

- ・入所児童クラブにおいて個人情報の取扱いについて協議を実施
- ・保護者からの相談受付 件数：2件
- ・学校、他市教育委員会との協議を実施

Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

10 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

■地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見（市民課、福祉課）

- ・人権相談の実施 開催数：9回（13会場）
- ・行政相談の実施 開催数：19回（19会場）
- ・個々のケースに応じた対応・相談の実施

■育児・介護サービスの提供者による早期発見（高齢者あんしん課、福祉課、こども課）

- ・守秘義務に配慮するとともに被害者の意思を尊重した支援関係機関との連携を実施

Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

11 支援者の安全確保

■支援者の個人情報の管理の徹底（関係各課）

- ・相談員の氏名を非公表にしている。

■警察との連携・協力（地域コミュニティ課）

- ・相談室での非常時には、さんぴあ事務局及び警察と連携するように配慮した。

■支援者などの安全確保を図るための情報提供及び支援（地域コミュニティ課）

- ・関係各課で個人情報管理に留意し、警察と連携を図りながら安全確保に努めた。

Ⅳ 被害者への生活再建支援

12 安定した暮らしを守るための生活・経済的支援

■生活保護等の援護制度の活用（福祉課）

- ・面接相談業務の実施 相談件数：延べ334件（実数：190世帯）
- ・女性相談所入所者からの保護申請の受理及び在宅移行支援の実施

■各種保育サービスの情報提供・利用支援窓口（こども課）

- ・子育て応援ハンドブック、市広報、ホームページでのPRを実施
- ・チラシ等による日向市子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業の紹介の実施

■自立困難な被害者への対応（福祉課、こども課、地域コミュニティ課）

- ・障がい福祉サービス提供事業者等との連携を図り、施設入所支援の相談及び支援を実施
入所施設数：3カ所、年間延べ利用者：1,300人
- ・母子生活支援施設入所への支援の実施 実施件数：1件
- ・関係機関との連携を実施

IV 被害者への生活再建支援

13 住宅確保のための支援

■市営住宅への優先入居（建築住宅課）

- ・市営住宅への入居相談 相談件数：5件（うち入居件数：2件／DVによるもの）

〈主な現状と課題〉

- ・災害発生時に、被災者の個人情報（氏名、居住地、性別、年代等）をマスコミに対し公表する際、現在は被災者の家族の意向・同意により公表範囲が異なる。国の安否情報システムの運用・取扱いの関係もあるため、今後はどの範囲まで公表するか、県を含めた議論が必要と考えている。（防災推進課）
- ・支援措置対象者数が増加するとともに、ケースバイケースでの対応が複雑になっており、対応が難しくなっている。（国民健康保険課）
- ・住民基本台帳支援措置の期間は1年となっているため、申出者に延長の案内をするが手続きされないこともあり、対応が難しいことがある。（市民課）
- ・民生委員・児童委員については、定例会において定期的に情報共有や意見交換会が行われている。今後ともスキルアップや支援の充実を図る必要がある。（福祉課）
- ・虐待であると少しでも思った際にはためらいなく虐待防止センターに通報できる環境づくりの構築が課題である。（福祉課）
- ・平成31年4月1日から市営住宅が指定管理となったため、随時入居ではなく目的外使用で対応している。また、住戸の確保が難しい状況にある。（建築住宅課）
- ・救急要請時に暴力被害が疑われる場合は、警察等の関係機関への連絡を行っている。（消防本部）
- ・スクールソーシャルワーカー*及びスクールカウンセラーの連絡協議会を実施し、相談にあたるうえでの配慮事項等について共有できている。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー*が保護者と有効に相談できるような場や時間を設定していくことが課題である。（学校教育課）
- ・児童虐待等が判明した場合には、関係機関に速やかに連絡し、対応できる体制を整えておく必要がある。（学校教育課）
- ・今後は、家庭教育学級の関係者が学びたいと思ってもらえる内容を人権講座に取り入れ、周知を図っていく。（文化生涯学習課）
- ・若年層に向けた情報発信をもっと積極的に行っていくことが求められる。（地域コミュニティ課）
- ・部落問題、外国人に対する差別や偏見、DV*等の人権問題については、まだ差別の現実に対する認識が不足しており、地域での身近な課題となっていない。引き続き啓発に努める必要がある。（地域コミュニティ課）
- ・講演会や研修会への参加者が固定化している傾向にある。多くの世代に向けた情報発信を行うことにより、参加者の増加を図る必要がある。（地域コミュニティ課）

主要課題8 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成30年度	実績 令和元年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
22	DV*被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	男性 39.1% 女性 60.3%	—	—	—	男性 50.0% 女性 70.0%	市民意識調査 (地域コミュニティ課)	5年ごと (次回令和2年度)
23	配偶者・交際相手に対して「誰のおかげで生活できるんだ」など侮辱する行為を暴力と認識している人の割合	57.3%	—	—	—	70%	市民意識調査 (地域コミュニティ課)	5年ごと (次回令和2年度)
24	デートDV*防止講座の実施回数	1回	1回	0回	0%	3回	地域コミュニティ課実績調査	毎年

主要課題9 セクシュアルハラスメント*及び性犯罪の防止

セクシュアルハラスメント*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、本市の条例においても、男女共同参画社会の形成を阻害する権利侵害として明示しています。

そのため、本市ではセクシュアルハラスメント*を容認しない社会環境の整備等の基盤づくりの強化を図るとともに、セクシュアルハラスメント*及び性犯罪に対する相談体制及び関係機関との連携を強化しながら、総合的な防止対策を進めてきました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和元年度の主な実績

■市役所におけるセクシュアルハラスメント*対策（職員課）

- ・要綱の制定について研究を実施。相談受付は人事係で行っている。

■教育の場におけるセクシュアルハラスメント*相談事業（学校教育課）

- ・コンプライアンス推進員（教頭）を任命し、相談しやすい体制づくりを実施。

■セクシュアルハラスメント*の防止に向けた広報、啓発の充実（地域コミュニティ課、商工港湾課）

- ・さんびあでの書籍やビデオ貸出を実施
- ・国、県主催の講座案内や各種リーフレットを窓口や庁内の雇用情報コーナーに配置
- ・県が実施する労働に関する相談窓口設置について、ホームページでの周知を実施。

■関係機関との連携（地域コミュニティ課、商工港湾課）

- ・各種相談機関の連絡先を把握し、被害者に対する情報提供を実施。
- ・国、県作成の各種リーフレットを窓口や庁内の雇用情報コーナーに配置
- ・県が実施する労働に関する相談窓口設置について、ホームページでの周知を実施。

〈主な現状と課題〉

- ・セクシュアルハラスメント*防止要綱の制定に向けた検討作業が進んでいない。（職員課）
- ・学校においてコンプライアンス推進員を任命するとともに、PTA総会や各種会議、ホームページ等で周知した。（学校教育課）
- ・商工会議所等、企業とかかわりのある施設へもパンフレットを共有し、企業への情報がいきわたるよう配慮した。（商工港湾課）

主要課題9 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成30年度	実績 令和元年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
25	セクシュアルハラスメント*及び性犯罪防止に関する広報活動	—	2回	2回	66.7%	3回	地域コミュニティ課実績データ	毎年

主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

男女がお互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成するにあたっての前提と言えます。また、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受するために必要です。

男女は心身及びその健康上で異なる問題があるため、それらの問題の対応には人権尊重の視点から多様なライフスタイル、ライフステージに応じた支援が必要です。

しかし、個人の意思が尊重されるべき結婚や妊娠、出産に関しては、以前として偏見が根強く、個人の尊厳への配慮が足りない状況があります。このような課題を踏まえ、「性と生殖に関する健康、権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*）」概念の浸透を図りつつ、性別に関係なく全ての人が、その生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な関係を享受することができるよう、心身の健康に関する支援を行ってきました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和元年度の主な実績

■発達の段階に応じた性教育の推進（学校教育課）

- ・小中学校における性教育を実施（学級活動を中心に、年間3～5時間）

■健康づくりに対する意識の向上（いきいき健康課、学校教育課、文化生涯学習課、こども課）

- ・市広報、ホームページにおける各種検診・健診の啓発の実施
- ・健康づくりに関する講話等の実施
- ・学校保健委員会等での啓発活動の実施
- ・学校保健大会の実施 実施回数：1回
- ・専門機関による性に関する講演会（中学校）
- ・健康に関する学習を行った自主学級 家庭教育学級：14学級、高齢者学級・女性学級：21学級
- ・母子保健に関する相談、情報提供を実施（妊娠届、出生届時など）

■健康教育・相談体制の周知（いきいき健康課）

- ・健康教室の実施 高齢者：26回（456人）、75歳説明会：9回（246人）、就学時検診：9回（429人）、その他の団体：10回（356人）

■各種検診・健診の受診率向上（いきいき健康課）

- ・がん検診、国保特定健診、長寿健診、若年者・生保健診の実施
- ・未受診者への受診勧奨の実施
- ・大腸がん検診での郵便検診の実施
- ・ひまわりタイムやFMひゅうが、市広報、庁舎ロビーでの検診・健診PRの実施

■食育の推進（いきいき健康課、学校教育課）

- ・おやこの食育教室の実施 開催数：5回 参加者：子ども96人、大人59人
- ・「健康まつり」食育コーナーの設置 参加者：200人
- ・食育担当者会の実施
- ・「弁当の日」の実施
- ・栄養教諭による出前授業の実施

■食生活改善推進事業（いきいき健康課）

- ・生活習慣病予防教室 開催数：12回、参加者：男性19人、女性123人
- ・おやこ等食育教室 開催数：5回、参加者：大人59人、子ども96人
- ・低栄養予防教室 開催数：12回、参加者：男性38人、女性184人
- ・「健康まつり」試食・食育コーナー 食育コーナー：200人、試食コーナー：370人
- ・情報誌へのレシピ掲載

■心の健康づくり事業（いきいき健康課）

- ・「健康まつり」でのコーナー設置（リーフレット等の配布）
- ・自殺予防月間啓発（3月）
- ・対面型相談業務を毎週木曜日に実施
- ・FMひゅうが、市広報を活用した啓発の実施（9月、3月）
- ・市役所ロビーでのパネル展（9月、3月）
- ・市職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施 実施回数：2回、参加者：71人

■青少年健全育成事業（文化生涯学習課）

- ・「白いポスト運動」による環境浄化の実施 実施回数：6回、回収件数：337件

■飲酒、喫煙、薬物乱用等をさせない環境の整備（文化生涯学習課、学校教育課）

- ・薬物乱用防止教室の実施
- ・青少年指導員による見回り活動の実施 実施回数：171回、参加者：延べ577人

■生涯スポーツ振興の推進（スポーツ振興課）

- ・市主催スポーツ教室の実施（6教室） 開催数：延べ46回、参加者：延べ792人

〈主な現状と課題〉

- ・健康意識の向上を図るため様々な啓発を実施しているが、思うような成果（受診率の向上など）が見られない。（いきいき健康課）
- ・健康教育等を実施しているが、高齢者が多くを占め、就学时検診時以外での若い世代への啓発が難しい。（いきいき健康課）
- ・食生活改善推進員の高齢化が進む中で、新しい人材の確保が必要となっている。（いきいき健康課）
- ・日向市学校保健大会での講演会については、現場のニーズに合っており、参加された保護者も関心が高い方が多く、満足されていた。しかし、教職員の参加が少なく、全教職員が参加できる研修会のあり方を検討する必要がある。（学校教育課）
- ・各地域において青少年指導員による巡回活動を実施しており、直接指導する件数は年々少なくなっている。（文化生涯学習課）
- ・今後、更なる少子高齢化社会が予測される中、生活が便利になること等により、身体を動かす機会が減少することが予想されるため、市民がスポーツに親しむ機会の創出が必要になってくる。（スポーツ振興課）

主要課題 10 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成30年度	実績 令和元年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*に関する情報提供	1回	1回	0回	0%	3回	地域コミュニティ課実績データ	毎年
27	子宮がん検診受診率 ※	16.3%	17.7%	16.5%	33.0%	50.0%	いきいき健康課実績データ	毎年
28	乳がん検診受診率 ※	18.4%	16.7%	16.2%	33.1%	50.0%	いきいき健康課実績データ	毎年
29	特定健康診査受診率	31.3%	31.9%	31.9%	53.2%	60.0%	いきいき健康課実績データ	毎年

※がん検診の算定基準変更に伴い、プラン策定時からの現状値を修正。併せて、目標値も設定し直した（平成29年度実績以降）。

5 総括

本市では、性別にかかわらず、その能力と個性を發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成 29 年 3 月に「第 5 次日向市男女共同参画プラン」を策定しました。この間、プランに沿った各事業（全 163 事業）を実施し、令和元年度が実施 3 年目となりました。

各事業に「男女共同参画の視点」を持って取り組むことにより、本来の事業成果を得るだけでなく、男女共同参画社会の形成につながる推進体制の機能強化が期待できることから、令和元年度も「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指し、取り組んできました。

また、世界的に見ても、「ジェンダーの平等の実現」は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標「SDGs」において掲げられた 17 のゴール中、目標 5 に位置付けられる重要な課題となっていることから、本市でも積極的な取り組みが求められています。

これらのことを踏まえ、本報告書の総括では、10 の主要課題それぞれに設けた数値目標への総合的な評価を行い、次年度施策の推進につなげていくこととします。

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会に向けた基盤整備 【主要課題 1～3】

「男女共同参画に関する講座の開催」については、前年度と比較し、参加人数が増加しました。主催講座のほかに、企業や学校への出前講座を積極的に行ったこと、日向ひまわりフォーラムへの集客増が成果につながっています。また、「人権に関する講演会などへの参加者数」も前年度より増加したことから、市民の人権意識、男女共同参画意識の高まりが期待されます。

一方で、「よのなか教室の実施校」においては、令和元年度は目標値を下回ったものの、今後も引き続き、家庭・学校・職場・地域が相互に連携した学習機会の充実につなげていくことが求められます。

また、「市（役所）の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数」は、取得限度日数が 5 日から 2 日に変更になったことにより、実績は昨年度を下回る結果となっていますが、達成率は昨年度を上回っており、「市（役所）の男性職員の育児参加のための休暇又は育児休業の取得割合」も前年度を上回りました。今後とも、職員同士で理解を深めながら、多様な働き方を尊重し合える環境づくりに努めるとともに、家事や介護等に関して男性の積極的な参加を図ることにより、固定的な性別役割分担意識の解消につなげていく必要があります。

【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野における女性の活躍 【主要課題 4～7】

数値は前年度の目標値を上回っている項目が 13 項目中 7 項目となりました。女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定届出数（従業員 300 人以下の企業）は目標値には届いていないものの、昨年度の実績から倍増しました。また、「ファミリー・サポート・センター年間利用者数」も増加傾向で、地域社会全体で子どもを育む支援体制が整いつつあることが伺えます。さらに、「就労移行支援事業などの利用者数」も目標を上回る実績となり、「市の職員の係長職以上に占める女性の割合」や「消防団実員数に占める女性の割合」も前年度に引き続き達成率が上昇するなど、様々な分野で性別に関係なく、それぞれの人がその能力を發揮できるような環境整備が少しずつ整っていることが考えられます。

一方で、「女性認定農業者数」や「高等職業訓練促進給付受給者の就職率」は目標を下回りました。また、「審議会等委員に占める女性の割合」は前年度実績よりも下回り、目標値の 40%には及ばない厳しい状況にあります。多様化する生活形態や家族形態に対応するためには、個人の様々な生き方に沿った切れ目ない支援を行うための環境整備が必要です。また、多様化・複雑化する地域課題の解決のためには、あらゆる分野の政策方針決定過程に多様な立場の市民の声を反映できるよう、男女共同参画を積

極的に進めていく必要があります。

【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現 [主要課題8～10]

あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けては、暴力を生まないための予防教育が大切であり、学校における人権尊重の意識を高める教育の推進をはじめ、若い世代への啓発・教育が非常に重要だと言われています。

しかし、「デートDV防止講座」、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*に関する情報提供」については、令和元年度は実施できていません。暴力の加害者や被害者にならないための対等な関係づくりに向けた啓発の重要性をふまえて、今後は関係機関と連携した取組を強化していく必要があります。

また、「特定健康診査受診率」については前年度同様の結果であったものの、各種健診受診率については前年度実績を下回りました。全体的に若い世代の受診率低迷が課題となる中、多様なライフスタイルを尊重しながら、生涯を通じて心身の健康を保持増進できるよう、今後も関係機関と連携した支援に努めていく必要があります。

【資料】用語解説（本文中に「*」表示がある用語）

用語	内容
アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。
LGBT (エルジービーティー)	女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の各単語の頭文字を組み合わせた表現。
家族経営協定	農業に従事する家族構成員が対等に経営に参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。
コミュニティ・スクール	2004年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い制度化。保護者の代表や地域住民らでつくる学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、教職員の人事について教育委員会に意見を述べたりするなど大きな権限を持つ。
住民基本台帳事務における支援措置制度	配偶者からの暴力（DV）*、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方（以下「DV等被害者」という。）が、申出によって住民票の写し等の交付等を制限できる制度。 DV等被害者の方については、市区町村に対して本制度を申し出て、「DV等支援対象者」となることにより、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。
女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」	女性活躍推進法とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のこと。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表に関し、国や地方公共団体は、特定事業主として義務付けられている。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」という。ジェンダーはそれ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。非常勤で教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多い。
性的マイノリティ	身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的に違和感を持つ状態（性同一性障がい）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など、またはそうした状態のこと。ただし、性の在り方は様々であり、これ以外の人または状態を含めて表す場合もある。
セクシュアルハラスメント	職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなったりすること。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。
デートDV	結婚していない、交際中の男女間で起こる暴力のこと。
配偶者等からの暴力（DV） （ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や婚姻関係にあった相手、事実婚の相手、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のこと。身体に対する暴力だけでなく、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。
日向市備蓄計画	平成28年12月に宮崎県備蓄基本方針が策定されたことに伴い、平成29年3月に策定。大規模災害時における本市の備蓄物資支給対象者を約48,000人として、食料品や生活必需品、避難所用資器材を年次的に整備していくことにしている。国の基本方針に基づき、国等からの支援が届くまでの3日間を市民、市、県でそれぞれ3分の1ずつ分担備蓄する。また、男女のニーズの違いや子育て家庭、要配慮者に配慮し、女性用品や乳幼児用品、介護用品なども整備する。
ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手助けが出来る人が会員となり、お互いに助け合っていく、有償ボランティアによる会員組織。
保護命令制度	被害者の生命または身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が被害者からの申し立てにより、身体に対する暴力等をふるった配偶者や元配偶者に対し、一定期間、被害者をはじめ、被害者の子どもや親族へのつきまとい行為等の禁止や被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去等を命じるもので、その命令違反には刑罰が科される。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを図る能力の三つを構成要素とする複合的な能力のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	性と生殖に関する健康と権利のこと。リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること、リプロダクティブ・ライツは、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことを言う。「健康」と同時に「権利」が重視されている点から、リプロダクティブ・ヘルス／ライツと記載されることもある。
レインボーフラッグ	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー（LGBT*）の尊厳とLGBT*の社会運動を象徴する旗。